

宇和島市週休2日確保工事試行要領

(目的)

第1条 この要領は、宇和島市が発注する工事において、建設現場における週休2日を確保することにより、建設業の就労環境の改善を図り、中長期的な担い手の確保を目的としたものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において、使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 週休2日確保工事

本要領に基づき、週休2日の確保に取り組む工事をいう。

(2) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(3) 対象期間

工事着手日(工事看板設置や起工測量等の現場作業開始日)から工事完了日(後片付けや工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日)までの期間をいう。

なお、年末年始(12月29日～1月3日)6日間、夏季休暇(土日除く)3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、他工事との工程調整による不稼働期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など対象として取り扱うことが適当でない期間は含まない。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所で事務作業(内業)を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(5) 週休2日の達成判断

対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5% (8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事)

第3条 週休2日確保工事は、宇和島市が発注する工事のうち、市長が指定したものを対象とする。

2 週休2日確保工事に取り組むものについては、全て発注時に週休2日確保に取り組むことを指定(発注者指定型)し、特記仕様書(別紙1)を添付して対象工事であることを明示するものとする。

なお、対象以外の工事においても、積極的に週休2日の確保に取り組むものとする。

(現場閉所日の確保)

第4条 週休2日確保工事の受注者(以下「受注者」という。)は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

- 2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができる。
- 3 現場閉所日には、元請け、下請けを含め、現場での作業を一切行わないこととする。ただし、以下に該当する場合は、現場閉所日における作業として扱わないこととする。
 - (1) 異常気象時等の緊急時の対応であるもの。
 - (2) 現場見学会等、現場を公開するもの。
 - (3) 発注者の指示によるもの。
- 4 発注者は、特別な理由がある場合を除き、土曜日及び日曜日の作業を指示しないものとする。

(実施方法)

第5条 実施方法は以下のとおりとする。

- (1) 工事請負契約書第3条に基づき受注者が提出する工程表は、週休2日を反映したものとする。
- (2) 受注者は、工事途中で週休2日確保工事の実施を取りやめる場合は、理由を記載した工事打合簿を提出し、監督員の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、工事看板等で週休2日確保工事である旨を周知するものとする。
- (4) 受注者は、第4条第2項により、現場閉所日の振り替えをする場合は、工事打合簿によりその理由と振り替えを行う日を監督員に通知しなければならない。
- (5) 発注者は、工事変更請負契約にあたっては、あらかじめ現場閉所率を確認するものとする。
なお、受注者は、工事日報やKY活動日誌等確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

(費用の計上)

第6条 当初の予定価格の設定において、週休2日確保（対象期間において4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態）に係る費用を計上している。

(工事成績評定)

- 第7条 4週8休以上(現場閉所率28.5%以上)を達成した工事については、工事成績評定の「工程管理」及び「創意工夫」で加点評価を行う。
- 2 明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「法令遵守等」で減点措置を行う。

(留意事項)

第8条 週休2日確保工事の実施にあたっては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 工事を一時中止した場合は、週休2日が確保できる工期を延期する。
- (2) 施工箇所点検における対象工事の場合、工事全体として判断する。
- (3) 現場閉所率は小数第1位までとし、小数第2位を四捨五入とする。

(アンケート調査等)

第9条 発注者が週休2日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

(入札公告)

第10条 週休2日確保工事の試行にあたっては、入札公告において対象工事である旨を明示するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年11月1日から施行する。